

第3次

宗像市コミュニティ基本構想・基本計画
(案)

令和7年3月

宗 像 市

目次

■基本構想編

1. コミュニティ基本構想・基本計画の概要

(1) 策定の趣旨	1
(2) 目的	1
(3) 計画期間	2
(4) 位置づけ	2

2. コミュニティ施策

(1) 地域をとりまく全国的な動向	3
(2) 本市のコミュニティ施策	5
(3) コミュニティ施策の課題	12

3. コミュニティの将来像

(1) 総合計画におけるまちの将来像	24
(2) コミュニティの将来像	25
(3) 将来像に向けた基本方針	27

■基本計画編

基本計画の概要

(1) 基本計画の体系	29
(2) 基本計画の構成	30
(3) 行政の役割、地域の役割の基本的な考え方	30

①根を確かめる ～基本の考えに立ち返る

(1) 「協働」「コミュニティ」を確かめる	32
(2) コミュニティの“よさ”を発信する	33
(3) 地域の「なりたい姿」を考える	35

②幹を知る ～地域の実態を捉え「できること」「すべきこと」を整理する	
(1) 住民同士が互いを理解する	37
(2) 地域を分析、把握する	40
(3) 「すべきこと」「できること」を整理する	43
③枝・葉を整える ～より永く、親しみやすく、組織と事業の最適化	
(1) 担いやすい組織を考える	46
(2) 地域の仲間を増やす	52
(3) 地域以外にも仲間をつくり、「できること」を増やす	55
(4) 活動資源を整える	58
(5) 「すべきこと」を実践する	62
④実をつけ、種を蒔く ～多様な住民の参画から次世代の育成へ	
(1) 多様な住民が永く、つながる	64
(2) 次の仲間を育む	67

■ 資料編

・ 第3次コミュニティ基本構想・基本計画 ダイジェスト版	71
・ 第3次コミュニティ基本構想・基本計画 策定経過	77
・ 宗像市コミュニティ基本構想審議会委員名簿	79
・ 諮問書	80
・ 答申書	81
・ 第3次コミュニティ基本構想・基本計画策定部会部会員名簿	83
・ パブリック・コメントの実施結果 (未)	84
・ 宗像市コミュニティ施策の歴史	85

※第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画では、「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動に関する条例」等をもとに、コミュニティに関わる表現を以下のとおり整理して記載しています。

- 地域 … 範囲に関わらず広く地域住民や地域組織、地域社会等を指す場合や、「行政」と対比する場合に用いる。
- 地域住民 … コミュニティや自治会の区域において市民等である者を指す。
- 市民等 … ①市内に住所を有する者、②市内の事業所又は事業所に勤務する者、③市内の学校に在学する者、④市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、⑤当該事案について利害関係を有する者、を指す。
- 地域活動 … 地域において地域住民が自主的に行う地域住民のための活動で、コミュニティ活動や自治会活動を区別しない場合に用いる。
- 地域組織 … コミュニティ運営協議会や自治会等の地域活動の主体となる組織を指す。
- コミュニティ … 原則として宗像市立小学校又は義務教育学校の通学区域において、地域住民が共同体意識を持って、主体的に形成された地域社会をいう。地区設置規則に定める12地区の範囲や、地域住民による共同体を指す場合に用いる。
- コミュニティ活動 … コミュニティ単位で行う地域活動を指す。
- 自治会 … 地区設置規則に定める自治区域を単位として地域住民の総意で設立された住民の自治組織。市内では区や町内会等の呼称もみられるが、統一して自治会と表現する。
- 自治会活動 … 自治会単位で行う地域活動を指す。
- 地域分権 … 国から地方自治体への権限移譲（地方分権）の考え方を地域まで貫き、地方自治体から地域へ権限・財源を移譲することで、住民一人ひとりが考え、決定し、責任を持ち、まちづくりに主体的に関わる事を推進する制度のこと。

■基本構想編

1. コミュニティ基本構想・基本計画の概要

(1) 策定の趣旨

本市では、昭和50年の宗像町第1次コミュニティ会議からコミュニティ施策に関する議論が開始されました。その後、平成9年度に『コミュニティ基本構想（旧基本構想）』が、市町村合併を経て平成19年に、『第1次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（第1次基本構想・計画）』が策定され、市内全域でのコミュニティ運営協議会の設立、拠点となるコミュニティ・センターの整備、まちづくり交付金の創設等、地域住民による主体的なまちづくりの基盤が整えられてきました。

平成27年からの『第2次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（第2次基本構想・計画）』では、「成熟したコミュニティ」「個性が輝くコミュニティ」「つながりひろがるコミュニティ」を基本理念として、住民主体のまちづくりのさらなる発展を目指してきました。多くのコミュニティ運営協議会で設立20周年を迎え、各地区の個性に応じた取り組みが進められているところです。

令和6年度末に第2次基本構想・計画の目標年次の終期を迎えることを受け、これまでのコミュニティ施策と各地区における取り組み状況の成果と課題を検証するとともに、昨今の少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化による地域課題の複雑化、顕在化を踏まえ、今後の中長期的なコミュニティ施策の指針を示すため、次期コミュニティ基本構想・基本計画を策定するものです。

(2) 目的

各地区でのコミュニティ活動は、20年を超える歩みの中で地域の主体的な関わりを推進力として発展してきました。このことを踏まえ、『第3次コミュニティ基本構想・基本計画（本基本構想・計画）』は、行政の指針のみならず、地域の現状と課題を共有し、行政と地域の協働目標を定めることを目的として策定に取り組みます。

策定段階においては、変わりゆく社会情勢や地域の課題分析、第2次基本構想・計画における行政、地域それぞれの実施状況の検証を行うことで、今後のコミュニティ施策を進める上での重点施策を示します。

(3) 計画期間

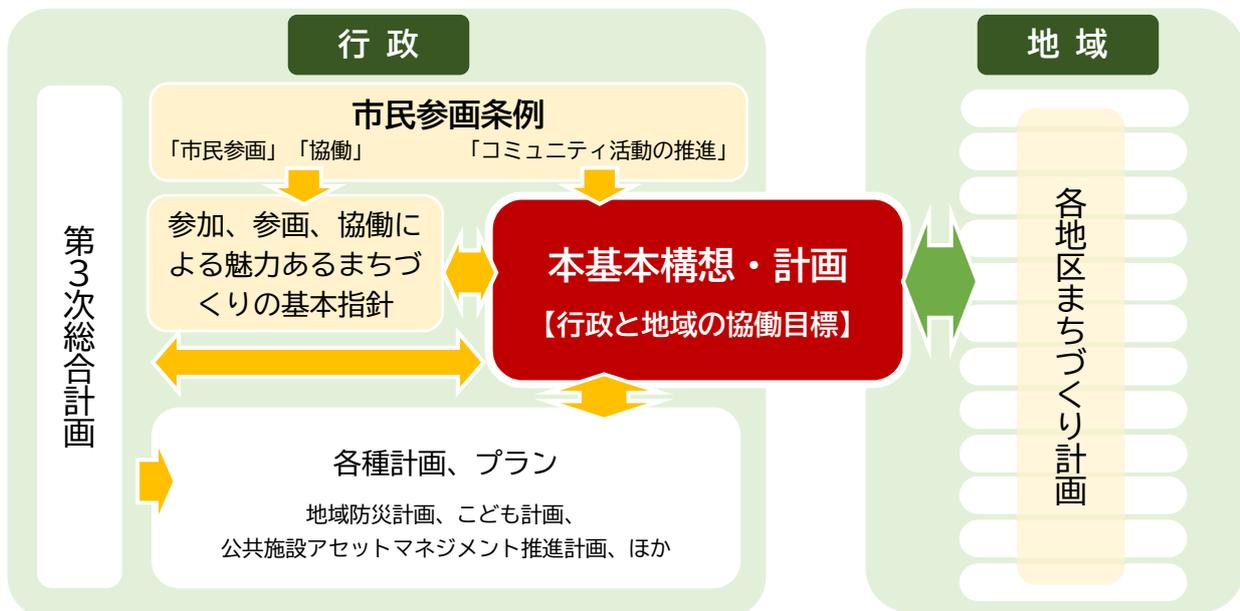
本基本構想・計画は、市政の方向性の中核となる『第3次宗像市総合計画（第3次総合計画）』との整合性を図るとともに、中長期的な視点での指針を策定する必要があるため、計画期間を令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。また、定期的に検証を行い、見直すこととします。

(4) 位置づけ

本基本構想・計画は、本市における市民参画によるまちづくりの普遍的な理念を示した『宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（市民参画条例）』を基礎とし、「市民参画」と「協働」の在り方を定めた『参加、参画、協働による魅力あるまちづくりの基本指針（宗像、カタロウ）』の内容を踏まえ、コミュニティ施策の方向性を定めるものです。

また、今後10年のまちの将来像やまちづくりの取り組みを体系的に整理した第3次総合計画をはじめとした、市政における各種計画等との整合性を図っていきます。

地域においては、本基本構想・計画と各地区で策定している『まちづくり計画』を指針の両輪とし、双方に基づきながら、行政と連携、協働しながら取り組みを進めていきます。



2. コミュニティ施策

(1) 地域をとりまく全国的な動向

行政における「コミュニティ」という概念は、昭和44年に国の諮問機関である「国民生活審議会」の調査部会がまとめた報告書『コミュニティ～生活の場における人間性の回復～』で登場しました。自治会、町内会を超える地域共同体の必要性、重要性が議論され、総務省（旧自治省）から市町村に対して指導、助言、情報提供が行われてきました。現在の地域をとりまく全国的な動向としては、少子高齢化だけでなく、ライフスタイルの変化等が大きな影響を及ぼしています。本項では総務省「地域コミュニティに関する研究会」が令和4年4月に発表した報告書を参考にまとめます。

○地域福祉、防災分野で顕在化する地域課題

地域福祉の分野では、かつては家庭単位の問題であったものの例として、児童虐待や孤立死等の課題が挙げられています。児童虐待相談対応件数は10年間で約3.6倍、単身高齢者の自宅での死亡者数は約1.8倍となっています。また、防災分野においては、全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数が長期的傾向として約1.5倍となっており、災害リスクの高まりが指摘されています。これらはいずれもこの10年余りで急速に進む課題であり、地域社会における対応の必要性が高まっています。

表2-1-1	地域福祉分野における変化	・児童相談所での児童虐待相談対応件数（厚生労働省 HP） H22：56,384件 → R2：205,044件（約3.6倍）
		・東京都23区内における一人暮らしで65歳以上の人の自宅での死亡者数 （内閣府「令和3年度版高齢社会白書（令和3年6月）」） H21：2,194人 → R1：3,936人（約1.8倍）
	防災分野における変化	・全国（アメダス）の1時間降水量50mm以上の年間発生回数 （気象庁「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」） S51～60：年平均226回 → H23～R2：年平均334回（約1.5倍）

これらの地域をとりまく状況の変化は、地域の現状の活動と、自治体が地域に期待している活動とのギャップにもつながっています。

表2-1-2	地域における活動	現状の活動分野	（自治体が）今後活動を期待する分野
	地域の催事・イベント	69.0%	24.1%
	環境（清掃、美化、ゴミ・資源、環境保全等）	53.4%	33.8%
	行政からの連絡事項の伝達	46.1%	20.7%
	住民相互の連絡	44.2%	26.9%
	防災・危機管理（要援護者の避難支援、安否確認等）	23.1%	58.6%
	地域福祉	14.2%	49.6%
	空き家・空き地対策等	1.5%	20.0%

公益財団法人日本都市センター「コミュニティの人材確保と育成—協働を通じた持続可能な地域社会」の中のアンケートをもとに作成

○ライフスタイルの変化による参画機会の減少

他方で住民のライフスタイルの変化等により、地域社会におけるつながりの希薄化への危機感は一層高まっています。自治会加入率は全国的に低下傾向にありますが、社会全体の変化による共通的な要因として、単身世帯の増加とともに女性や高齢者の雇用増加等が、地域に関わる機会や時間の減少に影響している可能性が指摘されています。

表 2 - (1) - 3	自治会加入率	・ 600 市町村における自治会等の加入率の平均 H22：78.0% → R2：71.7% (総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査」)		
	家族構成や ライフスタイル の変化	・ 単身世帯の全世帯に占める割合	S60：20.8%	→ H27：34.5%
		・ 65 歳以上の高齢者単身世帯の割合 (総務省統計局「国勢調査」)	S60：3.1%	→ H27：11.7%
		・ 生産年齢人口の女性就業率 (内閣府「令和2年版男女共同参画白書」)	H13：57.0%	→ R1：70.9%
	・ 高齢者の就業率 [65～69 歳]	H22：36.4%	→ R2：49.6%	
	[70～74 歳]	H22：22.0%	→ R2：32.5%	
		(内閣府「令和3年版高齢社会白書」)		

○新型コロナウイルス感染症の影響による変化

令和2年から世界中に甚大な影響をもたらした新型コロナウイルス感染症の感染拡大（コロナ禍）は、地域活動に様々な影響を与えています。総務省によるアンケート調査※によれば、地域活動の中心であった「地域イベント運営」「防災訓練・研修」「高齢者交流」等が実施できず、「活動自粛等による組織内のコミュニケーション・連携不足」「地域外との交流活動の制限等による担い手の発掘・育成機会の減少」等の課題が深刻化しているという結果が出ています。

(※「令和2年度地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」令和3年3月総務省地域力創造グループ地域振興室より)

○変化するニーズへの対応と持続可能性の向上

地域コミュニティに関する研究会では、これらの課題への対応策として、表2-(1)-4のとおり、「地域活動のデジタル化」、「自治会等の活動の持続可能性の向上」、「地域コミュニティの様々な主体間の連携」の3つの視点での検討がなされており、全国での実践事例も報告されています。

表 2 - (1) - 4	地域活動のデジタル化	住民間の情報共有や行政・住民間の情報共有等を効率化し、負担軽減や新たなサービスの提供を可能にするためのデジタル化の方策
	自治会等の活動の持続可能性の向上	・ 担い手確保・加入率向上（現役世代等の参加促進） ・ 役員の負担軽減（行政からの依頼事項、自治会等の活動内容の見直し） ・ 透明性の確保（活動内容や会計情報の構成員への周知）
	地域コミュニティの様々な主体間の連携	特に防災分野、地域福祉分野を中心に、自治会等と NPO、企業、学校、各種団体、専門家等との関係強化

(2) 本市のコミュニティ施策

○コミュニティ施策の経緯

本市のコミュニティ施策の始まりは、昭和 50 年に発足した旧宗像町職員による「第 1 次コミュニティ会議」にあります。旧宗像町域の地区の特性がまとめられ、住民組織の構成も視野に入れた調査研究が報告されています。その後、昭和 52 年に日の里地区、昭和 56 年に吉武地区が福岡県のコミュニティ地区に指定されたことで地域住民との協働によるコミュニティ施策の具体的な取り組みが始まりました。

平成 9 年に策定された旧基本構想において、小学校区を基本としたコミュニティの範囲設定と住民組織の設立、拠点施設の整備が位置づけられ、旧宗像市域の 8 地区のコミュニティ運営協議会が発足、段階的にコミュニティ・センターの整備が進められてきました。

平成 15 年の旧玄海町との合併、平成 17 年の大島村との合併を経て、宗像市における住民主体のまちづくりの在り方が改めて整理され、平成 18 年に「市民参画条例」が施行、平成 19 年には第 1 次基本構想・計画が策定されました。まちづくりにおける行政と対等なパートナーとしてのコミュニティ運営協議会の立場を明確化するとともに、地域活動に関わる財源の権限を地域に移譲する「まちづくり交付金制度」が開始され、実質的な地域分権が始まっていきます。

平成 27 年には第 2 次宗像市総合計画と合わせて、第 2 次構想・計画が策定されました。コミュニティの運営体制の強化や地区の特性を活かした事業展開、多様な担い手による連携、協働を掲げ、12 地区それぞれの個性を活かしたまちづくりが進められています。

表 2-1-1 コミュニティ 施策の 経緯	昭和 50 年	第 1 次コミュニティ会議の設置
	昭和 52～56 年	日の里・吉武地区が県コミュニティ地区に指定
	平成 8 年	コミュニティ・ワーキング会議を設置
	平成 9 年	旧基本構想の策定
	平成 10 年	コミュニティ担当部署を設置（企画課コミュニティ係）
	平成 12 年	モデル地区にコミュニティ運営協議会を設立
	平成 13 年	コミュニティ課設置
	平成 17 年	第 1 次総合計画でコミュニティ施策を中心施策として位置づけ 行政区長委嘱制度※廃止、まちづくり交付金導入
	平成 18 年	市民参画条例の施行
	平成 19 年	第 1 次基本構想・計画の策定
	平成 24 年	田島地区、神湊地区の合併により玄海地区コミュニティ運営協議会設立 現在の 12 地区の体制となる
	平成 27 年	第 2 次基本構想・計画を施行

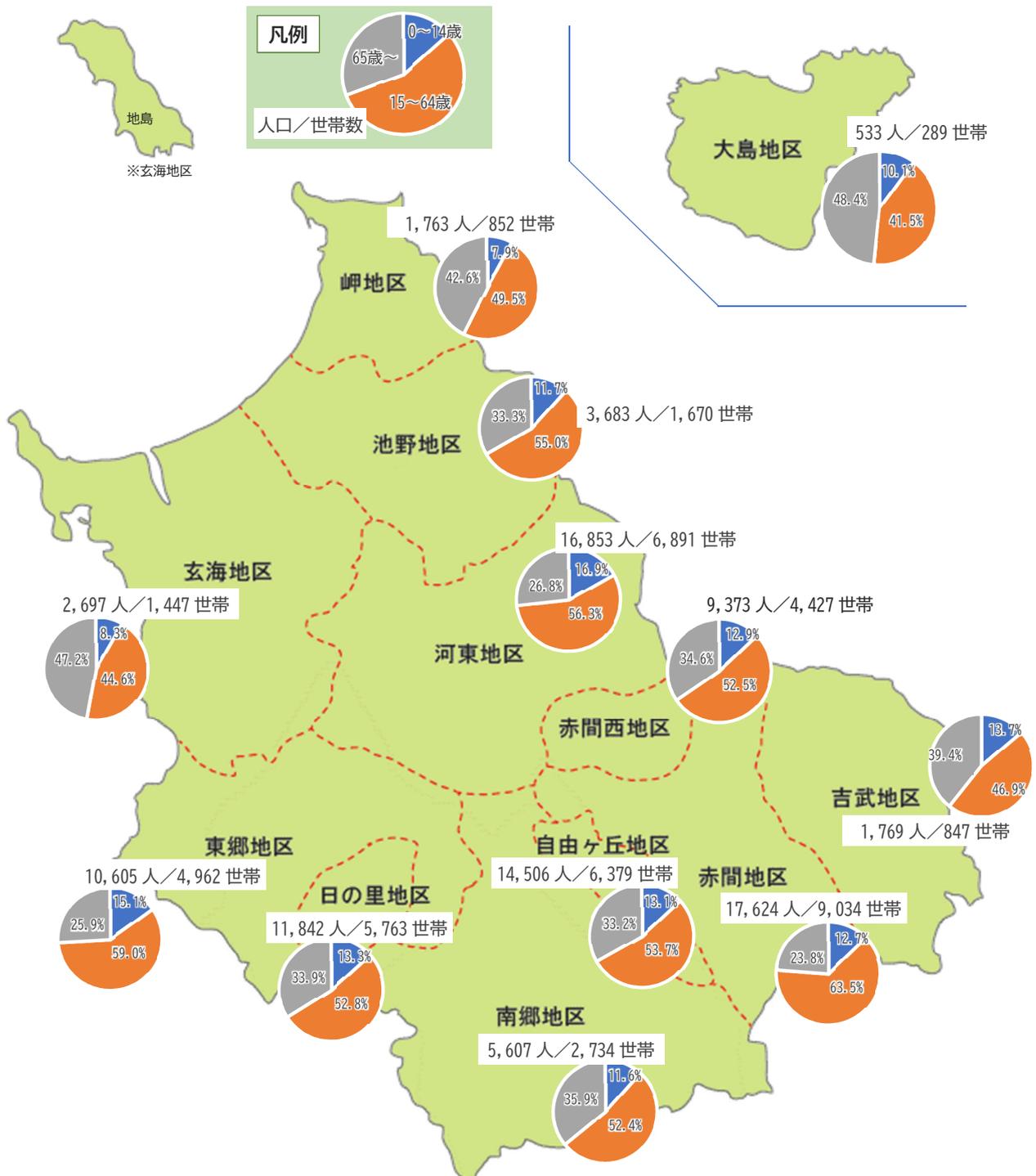
※行政区長委嘱制度 とは？

地域住民の福祉を増進し、市政の円滑な運営を図るために、市町村が委嘱する非常勤特別職公務員。市が定める行政区（現在の自治区域）から住民の総意により選出していた。本市では、行政と地域を対等なパートナーと位置付けたことから、市が委嘱する本制度を廃止した。

○コミュニティ地区の範囲と人口の推移

本市では、平成24年の玄海地区コミュニティ運営協議会の設立以降、現在の12地区コミュニティによる地域運営組織の体制をとっています。市民参画条例には「原則として、宗像市立小学校の通学区域において市民等が共同体意識を持って、主体的に形成された地域社会」と位置づけていますが、各地区の面積や中学校の校区、歴史的な背景等を考慮し、現在の範囲となっています。

図2-(2)-1 本市のコミュニティの範囲と各地区の人口構成



10年間の人口推移として、平成26年12月と令和6年12月で比較すると、市内全体の人口は0.1%増であるのに対して、岬、大島地区では約20%減少しており、あわせて高齢化の進展も顕著になっています。世帯数を見ると、人口は微増となっているのに対し、世帯数は11.9%増と大きく増加しています。地区ごとに見ても世帯数の増加率は人口増加率を大きく上回っており、前述の全国傾向と同様、核家族化の進行、単身世帯の増加の表れと考えられます。また、0～14歳の子どもの割合は全市的には横ばいですが、地区によって傾向が分かれています。

表2-(2)-2 各地区の人口の変化（平成26年と令和6年の比較）

		人口	増減%	世帯	増減%	0～14歳	15～64歳	65歳～
吉武	H26.12	1,870	-5.4%	851	-0.5%	7.9%	50.4%	41.7%
	R6.12	1,769		847		13.7%	46.9%	39.4%
赤間	H26.12	17,164	2.7%	7,620	18.6%	15.0%	65.1%	19.9%
	R6.12	17,624		9,034		12.7%	63.5%	23.8%
赤間西	H26.12	9,500	-1.3%	4,103	7.9%	11.6%	62.7%	25.7%
	R6.12	9,373		4,427		12.9%	52.5%	34.6%
自由ヶ丘	H26.12	15,231	-4.8%	6,088	4.8%	14.2%	60.2%	25.6%
	R6.12	14,506		6,379		13.1%	53.7%	33.2%
河東	H26.12	15,892	6.0%	5,915	16.5%	16.4%	62.9%	20.7%
	R6.12	16,853		6,891		16.9%	56.3%	26.8%
南郷	H26.12	5,551	1.0%	2,329	17.4%	11.0%	59.7%	29.3%
	R6.12	5,607		2,734		11.7%	52.4%	35.9%
東郷	H26.12	9,796	8.3%	4,168	19.0%	15.5%	58.3%	26.2%
	R6.12	10,605		4,962		15.1%	59.0%	25.9%
日の里	H26.12	11,953	-0.9%	5,322	8.3%	12.0%	56.1%	31.9%
	R6.12	11,842		5,763		13.3%	52.8%	33.9%
玄海	H26.12	3,149	-14.4%	1,397	3.6%	8.2%	53.5%	38.3%
	R6.12	2,697		1,447		8.3%	44.6%	47.2%
池野	H26.12	3,789	-2.8%	1,467	13.8%	13.5%	61.1%	25.4%
	R6.12	3,683		1,670		11.7%	55.0%	33.3%
岬	H26.12	2,196	-19.7%	878	-3.0%	10.7%	57.2%	32.1%
	R6.12	1,763		852		7.9%	49.5%	42.6%
大島	H26.12	700	-23.9%	341	-15.2%	10.9%	45.1%	44.0%
	R6.12	533		289		10.1%	41.5%	48.4%
全体	H26.12	96,791	0.1%	40,479	11.9%	13.7%	60.4%	25.9%
	R6.12	96,855		45,295		13.5%	55.8%	30.7%

※住民基本台帳ベース

○地域の担い手組織「コミュニティ運営協議会」の役割

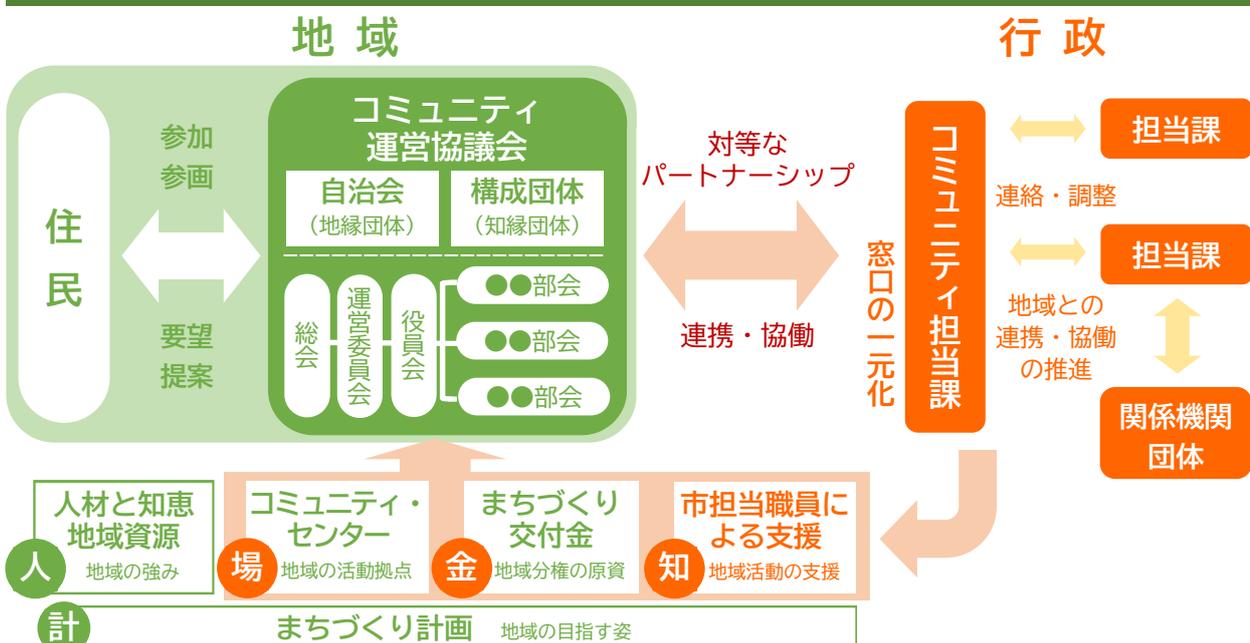
本市のコミュニティ施策、住民主体のまちづくりの中核を担うのがコミュニティ運営協議会（運営協議会）です。その存在は市民参画条例に明記されており、「自主的な活動の推進」と「地域課題の解決に主体的に取り組むこと」を役割としています。

市民参画条例から抜粋 表2-(2)-3	(コミュニティ運営協議会の設置) 第37条 コミュニティに地域住民の自主的な組織として、コミュニティ運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。
	(運営協議会の役割) 第38条 運営協議会は、当該コミュニティにおける自主的な活動を推進するとともに、市と行政サービスの協働を行い、当該コミュニティにおける諸課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保等を図る。

運営協議会設立にあたっては、従来からの地縁団体である自治会やその連合組織等を中心としながら、当該地区において青少年育成や福祉、健康づくり等のテーマ別で活動してきた知縁団体を構成団体として地域での議論を重ね、組織の立ち上げが行われました。多様な団体が一つになることで単独の自治会ではできなかったスケールメリットを活かした事業や、各分野に精通した構成団体の知見や技術を活かすことで、より充実した地域活動を展開することが可能になりました。

本市では、地域と行政との関係を「対等なパートナー」と位置付け、互いに理解、尊重しながら連携、協働してまちづくりを進めることとしています。コミュニティ運営協議会は人材と知恵を結集して課題解決に主体的に取り組み、行政は、後述の活動拠点と財源を整備するとともに、市職員が地域課題を共有し、必要に応じて関係機関との調整や情報収集、アドバイス等の活動支援を行っています。

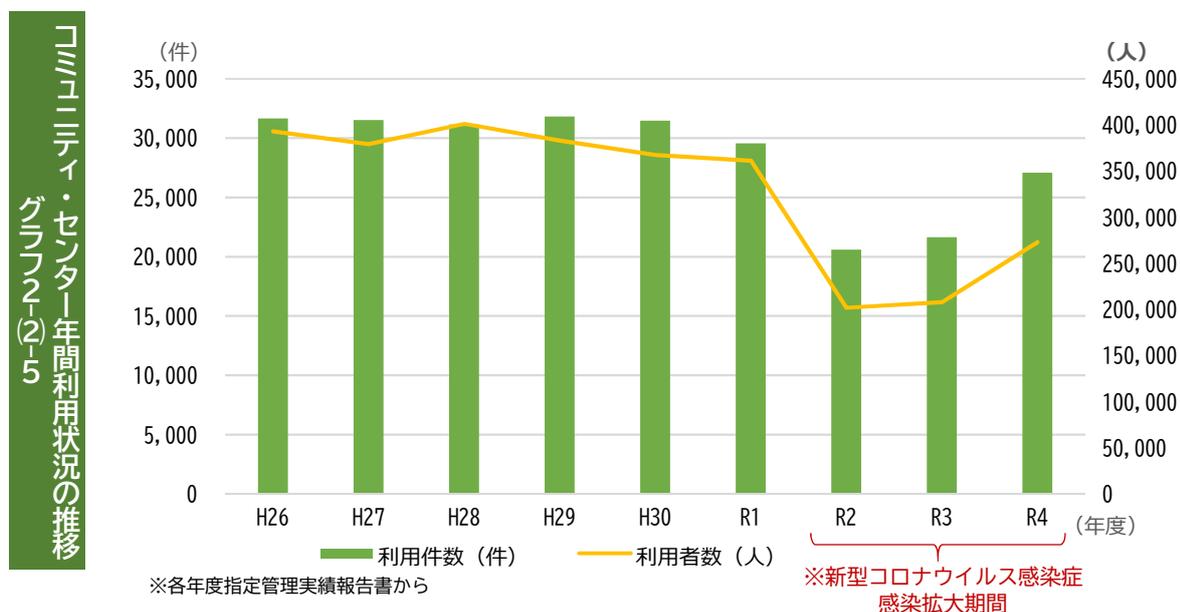
図2-(2)-4 本市のコミュニティ施策における地域と行政の関係イメージ



○地域の活動拠点となる「コミュニティ・センター」

地域活動の拠点として、12 地区すべてに一定規模の自主運営施設を整備しているのは本市の大きな特徴の一つです。各地区運営協議会は、市の施設であるコミュニティ・センターの管理を指定管理者制度※のもと請け負っており、地域の活動拠点を地域のニーズに合わせて運営する役割を担っています。また、指定管理委託料を収入源とすることで一定数の事務局員の雇用が可能になり、協議会組織の安定的な運営につながっています。

過去 10 年間の全地区合計の利用状況を次のグラフにまとめています。コロナ禍の影響を受けた令和 2 年度以降を除けば、年間利用件数は 3 万件を超え、延べ 40 万人近くがコミュニティ・センターを利用しています。



一方で、建築から 20 年を超える施設も多く、施設の老朽化が大きな課題となっています。本市では、令和 2 年度に策定した『宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画※』に基づき、総合的、計画的な施設の管理に取り組んでいます。令和 5 年度には施設の保守、修繕を一元管理する公共施設包括管理制度※を導入し、適正管理体制を強化しています。

※指定管理者制度 とは？

地方公共団体が、公の施設の管理を法人その他の団体に委託する制度。受託した団体は、利用料金をはじめとした施設の管理運営に係る権限の一部を行政から委譲される。

※公共施設アセットマネジメント推進計画 とは？

国の指針や将来人口や財政見通し等を考慮し、公共施設の最適配置や更新、維持管理について定めた計画のこと。

※公共施設包括管理制度 とは？

公共施設全般の保守管理及び維持補修等を、一括して事業者へ委託すること

○地域分権の原資「まちづくり交付金」

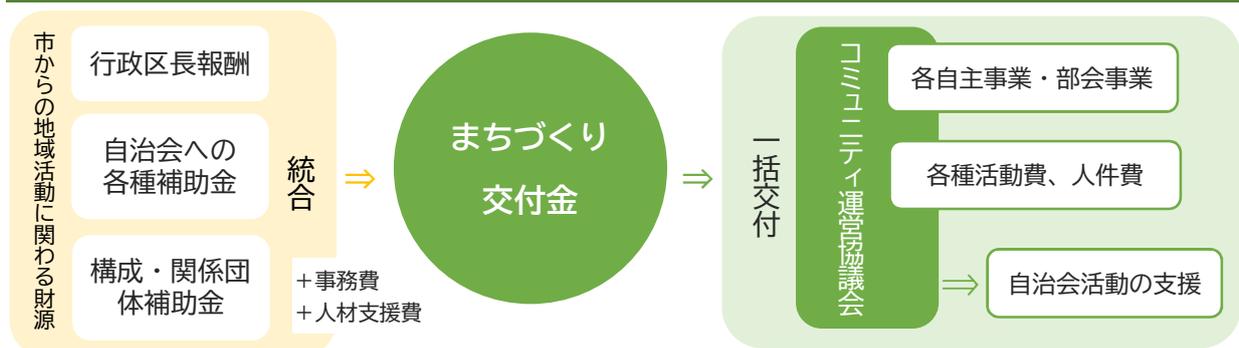
12 地区にはそれぞれの地域の住民や土地柄あるいはまちづくりの歴史によって、様々な特色があり、課題も様々です。その課題解決の取り組みの原資となるのが「まちづくり交付金」です。地区平均約 1,300 万円、総額約 1.5 億円を市で毎年予算化しています。

令和5年度交付金 まちづくり交付金 表2-(2)-6	地区	交付額	地区	交付額	地区	交付額
	吉武	894.9 万円	河東	1,860.3 万円	玄海	1,030.6 万円
	赤間	1,883.7 万円	南郷	1,225.9 万円	池野	1,030.4 万円
	赤間西	1,303.7 万円	東郷	1,440.3 万円	岬	849.3 万円
	自由ヶ丘	1,637.4 万円	日の里	1,441.9 万円	大島	793.7 万円

まちづくり交付金は、従来の用途が限定されていた市から地域への各分野の補助金を統合し、一括交付する仕組みです。予算配分については、地域の実情に応じて運営協議会によって選択できることから、この交付金は本市の地域分権の象徴であり、源泉といえます。平成 18 年度の制度開始から断続的に算定の見直しが行われており、現在は一定の事務費や人件費相当分に加えて、地域の人口、面積、範囲等の条件に応じて各地区に配分されています。

また、令和元年度には自主企画・自主事業促進を目的として、「チャレンジ交付金制度」が創設され、各地区が地域特性を活かした企画立案した事業に対して、従来のまちづくり交付金とは別に事業費が交付されています。

図2-(2)-7 まちづくり交付金の流れ



○各地区の課題と取り組みの方針を整理した「まちづくり計画」

各地区のコミュニティ運営協議会では、地域での活動を一過性のものとせず、目指す将来像に向けた課題解決のために、継続的、体系的な事業実施ができるよう「まちづくり計画」を策定しています。地域内での中長期的な目標を定めながら、各年度の事業計画の策定、事業の実施につなげています。

まちづくり計画に係る実践を進めていくうえで課題がある場合は、コミュニティ役員等と市幹部職員による「まちづくり懇談会」を開催し、地域と行政の役割分担を行いながら、計画の実現に向けた協議に取り組んでいます。

表 2-2-8 各地区の計画策定状況	地区	策定年度	見直しまたは改定年度
	吉武	平成 18 年度	平成 26 年度
	赤間	平成 19 年度	平成 26 年度、令和元年度
	赤間西	平成 18 年度	
	自由ヶ丘	平成 16 年度	平成 25 年度、令和 2 年度
	河東	平成 26 年度	
	南郷	平成 16 年度	平成 23 年度、令和 3 年度
	東郷	平成 19 年度	平成 24 年度、平成 30 年度
	日の里	平成 16 年度	平成 26 年度
	玄海	平成 26 年度	平成 30 年度
	池野	平成 20 年度	
	岬	平成 20 年度	平成 23 年度
	大島	平成 21 年度	平成 24 年度

※策定や見直しの完了年度

(3) コミュニティ施策の課題

○本市のコミュニティ施策をとりまく状況

前述したとおり、全国的な傾向として、地域課題の複雑化や地域住民のライフスタイルの変化が進んでいますが、本市においても同様の傾向がみられています。

(進む住民の高齢化)

福岡県が公表する高齢化率の推移によれば、本市の令和6年4月1日時点の人口に対する65歳以上の割合は30.68%、75歳以上の後期高齢化率は16.39%となっており、いずれも10年前と比較すると大きく上昇しています。いずれも県内平均を上回っており、近隣や同規模自治体と比較しても高い高齢化率となっています。

表 2 - (3) - 1	宗像市の 高齢化率	・人口に対する65歳以上人口の割合	H25：24.06%	→	R5：30.68%
		・人口に対する75歳以上人口の割合	H25：11.77%	→	R5：16.39%
	福岡県の 高齢化率	・人口に対する65歳以上人口の割合	H25：23.21%	→	R5：28.13%
		・人口に対する75歳以上人口の割合	H25：11.59%	→	R5：15.32%
(福岡県 HP「福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移」)					

(児童福祉分野の状況)

本市の0～14歳の人口は、令和6年12月時点で13,101人であり、10年前とほぼ同水準です。一方で、児童福祉分野の市の相談機関である家庭児童相談室の相談件数は、平成25年度の3,648件から、令和5年度には15,911件となっており、約4.36倍に増加しています。令和5年度には市内のすべての妊産婦、子ども、子育て世帯へ一体的な相談支援を行う機関として子ども家庭センターを設置し、行政側の対応も強化しているところです。

(防災分野における状況)

全国動向と同じく、本市においても避難所開設や復旧工事等の対応を要する風水害が毎年のように発生しており、災害対策に対する住民の関心も高まっています。平成30年の西日本豪雨や令和6年7月の大雨では、JR赤間駅前や田久地区等で浸水被害が発生し、市民生活に影響を及ぼしました。また、令和6年元旦に発生した「令和6年能登半島地震」では、地震災害の恐ろしさはもとより、本市と同じ日本海側における津波の脅威を改めて認識することとなりました。直後の避難生活でも地域の公民館等で共同生活を送る様子が報道されており、地域住民同士のつながりによる「共助」の強化は災害時に不可欠なものといえます。

(住民のライフスタイルの変化)

地域住民のライフスタイルの変化もコミュニティ活動に大きな影響を与える要因の一つです。例えば、高齢化率が高まる一方、65歳以上の就業率は10年間で7.41ポイント増加しており、これまで地域の担い手であった「元気な高齢者」が地域での活動よりも就労に時間を割いていることが伺えます。

また、女性の就業率は10年間で10.85ポイント増加しており、全国と同様に働く女性が増加しています。さらに、子どもの人口はほぼ横ばいにも関わらず、保育所等の入所児童は1.47倍に大きく増加しており、共働き等により地域で過ごす時間が少なくなっている世帯が増加しているものと考えられます。

表 2 - (3) - 2	高齢者の就業率 (総務省統計局「平成22年及び令和2年国勢調査」) 65歳以上の就業者数 ÷ (65歳以上人口 - 同労働力不詳人口)	H22 : 17.02% → R2 : 24.43%
	女性の就業率 (総務省統計局「平成22年及び令和2年国勢調査」) 25歳から64歳までの女性就業者数 ÷ (25歳から64歳までの女性人口 - 同労働力不詳人口)	H22 : 61.12% → R2 : 71.97%
	保育所・認定こども園(保育利用)の入所児童数 (宗像市「平成26年及び令和5年度宗像市統計書」)	H25 : 1,602人 → R5 : 2,318人

(市の財政状況)

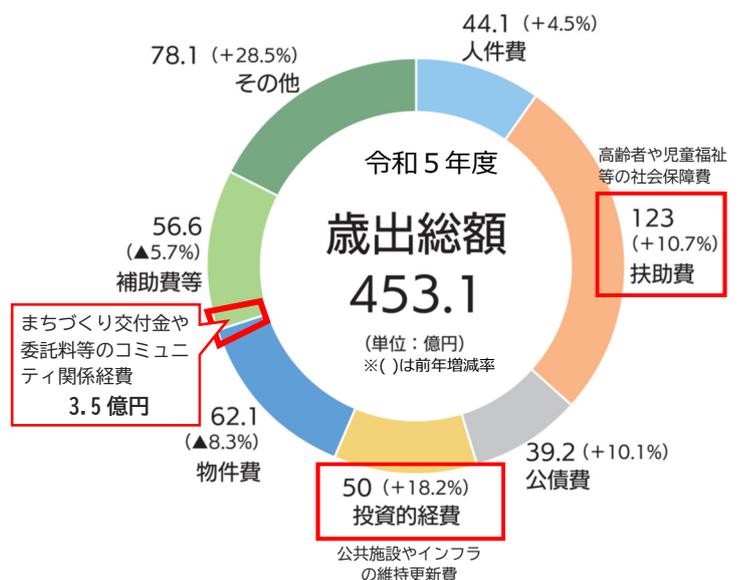
まちづくり交付金や、コミュニティ・センターの指定管理委託料、自治会への業務委託料等、あわせて、年間約3.5億円をコミュニティ関係経費として市から支出しており、市の財政状況も今後のコミュニティ施策を考えるうえで重要な要素です。

令和5年度決算成果報告書によれば、市税や普通交付税等は微増となっており、一定程度の歳入は確保されています。しかしながら、高齢者や障がい者、児童福祉等のための社会保障費にあたる扶助費の推移を見ると、

高齢化の進展や保育所の利用増等により、平成25年度の69億円から令和5年度決算は123億円と大きく増加しています。

また、人と同じく都市の高齢化も進んでおり、公共施設やインフラの老朽化により維持補修費や更新のための経費の増加が見込まれているため、自治体として必要不可欠な歳出は増加傾向になることが予想されています。

図2-(3)-3 令和5年度歳出決算状況



○第2次基本構想・計画の取り組み状況の検証

本基本構想・計画の策定にあたり、行政側、地域側の両面から第2次基本構想・計画における取り組み状況の検証を行いました。

表2-(3)-4 第2次基本構想・計画の取り組み状況の主な検証結果

柱	施策	成果	課題	今後取り組むべきもの
運営体制の基盤強化	コミュニティ機能の充実・強化	部会や構成員の再編 地区間での情報交換 研修会等での学び合い促進 事務局処遇の見直し 労務等仕様の整備	住民ニーズの把握 人材・事業の継続性 事業のマンネリ化 参加者の固定化 組織の硬直化	→ 住民ニーズや地域資源の再確認 地域の実態に応じた組織と事業の見直し 子どもや若い世代の参加、参画
	コミュニティ活動の担い手の確保	担い手育成のための研修会等の開催 ボランティア人材の活用	担い手、役員成り手不足 ボランティア人材の継続的な活用	→ 多様な住民の参加、参画の促進 担いやすい地域組織への変革
	自主・自律の促進	まちづくり交付金の算定方法の見直し チャレンジ交付金の新設	繰越金積立金の活用 交付金の活用実態に基づいた検証	→ 地域組織の財務分析 各種財源の有効活用
地域特性を活かした事業展開	まちづくり計画の推進	一部地区での計画見直し	計画見直し・改定の支援 関係者や住民への理念、計画の周知	→ 計画の見直し、将来像の語り直し、理念の共有・周知
	地域力を活かしたまちづくり	地域の強みを活かした新たな事業の実施 防災等の新たな課題への取り組み強化	地区の強み(特色)・弱み(課題)の再認識	→ 地区の自己分析 地域の特色を活かした取り組み
多様な担い手との連携	連携と協働によるコミュニティづくり	小中学校や大学等との連携の増加	市職員のコーディネート機能の向上	→ 地域の力を補完する多様な主体との連携
	行政における推進体制の充実・強化	初任層を中心とした職員研修の充実	コミュニティ施策の意義の再確認	→ 職員研修の更なる充実 継続的な情報発信と啓発

(運営体制の基盤強化)

第2次基本計画期間の前期においては、事務局長の処遇改善や就業規則等の共通仕様の整備、まちづくり交付金の算定方法の見直し等に取り組み、コミュニティ運営協議会の組織体制の強化に取り組んできました。後期では、運営協議会役員自治会長合同研修会を市と運営協議会が共催し、関係者の意識改革やスキルアップに努めてきました。また、コロナ禍を契機として事業と組織の見直しに取り組んだ地区もあります。

一方で、地域活動の担い手については、いずれの地区においても不足しているという認識があり、共通の課題といえます。しかしながら、その実態は地区ごとに大きく異なります。それぞれの地域の状況に応じて、より多くの地域住民が参加、参画しやすい手法を検

討し、新たな人材を発掘していく必要があります。また、既存の組織体制や役割分担の見直し、事業の精査も必要不可欠です。今後は個々の地域や組織の実情に応じて、住民が担いやすい組織の形の検討が大きな課題といえます。

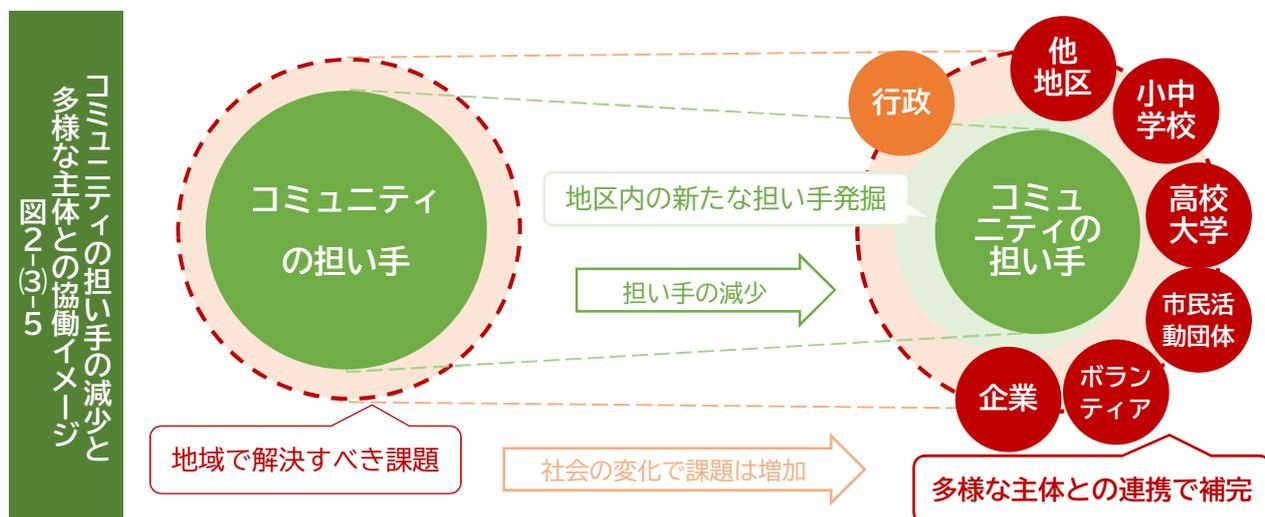
（地域特性を活かした事業展開）

地域の強みを活かした新たな事業については各地区で工夫が凝らされており、多様な取り組みがなされています。特に近年は、自主防災活動等の新たな地域課題へ向けた取り組みが活発化しています。

課題としては、事業のマンネリ化や参加者の固定化が指摘されており、各事業の継続的な見直しが必要となってきています。各地区の活動現場では、目の前の課題解決に向けた取り組みは十分行われているものの、活動の方向性を示す「まちづくり計画」の住民周知や見直し、検証が十分に行われていない状況もあります。今一度、各地区の活動の在り方や強み（特色）と弱み（課題）の再確認、住民ニーズの把握等の地域の自己分析を行い、地域自身が目指す姿を描き直したうえで、事業の見直しに取り組む必要があります。

（多様な担い手による連携）

各地区による取り組み状況の検証結果では、「多様な担い手による連携」の実績はあまりないという回答も多くみられましたが、実際には、各地区の小中学校と協働した活動や、ボランティア人材、大学等と連携した取り組みは数多く行われています。今後、地域の担い手が不足していく中で、コミュニティをとりまく状況を踏まえると、増加する地域課題を地域だけで解決していくことが困難になる状況も予想されます。事業実施のための人員としてだけでなく、地域だけでは担うことのできない課題解決のためのアイデアや企画力、専門性を補完する手段として、他地区との協働や、学校、市民活動団体、企業等の多様な主体の持つ力を有効に活用し、積極的に協働していく必要があります。



○多様化する行政課題とコミュニティとの協働

「地域課題の解決の主体」であるコミュニティ運営協議会を中心とした地域組織は、行政課題の解決においても重要な存在です。地域は、行政が解決すべき課題を発見し、行政につなぐ役割を担っています。市役所からは見えない地域の実態、課題を捉え、住民、行政との調整を図りながら、課題解決に導くことで、その主体的な役割を果たしています。

一方、社会の変化を背景に行政課題も増加、多様化しており、福祉・医療分野等、これまでは行政や専門機関で完結していた公共サービスにおいても、地域の積極的な関わりが求められています。行政課題と地域課題が重なり合う中で、行政と地域が協力関係を持ちながら双方が主体的に課題解決に取り組む必要があります。

第2次基本構想・計画の検証と合わせて、行政内部の関係部署に対してヒアリング調査を行う中でも、今後ますますコミュニティとの協働の重要性が高まることが見えてきています。

	分野	ヒアリング対象課 ※令和5年度時点
表2-③-6 関係部署ヒアリング実施状況	防災・防犯等の安全・安心に関すること	危機管理課
	福祉分野における生活支援に関すること	福祉政策課、高齢者支援課
	住民の健康づくりに関すること	健康課
	子どもの見守りや安全・安心等、子どもの権利に関すること	子ども育成課、子ども支援課 子ども家庭センター
	子どもの教育に関すること	地域教育連携室
	子どもの居場所づくりに関すること	子ども育成課
	清掃活動等の環境美化に関すること	環境課
	道路や公園等の公共インフラの維持管理に関すること	維持管理課
	空家対策、公共交通等、住生活に関すること	都市再生課
	ごみ処理に関すること	環境課
	男女共同、地域の女性参画に関すること	男女共同参画推進課
	公共施設の保守管理に関すること	アセットマネジメント推進課

コミュニティとの協力関係を基盤とした行政施策の推進は多岐に渡りますが、特に「防災」「福祉」「子ども」の3つの分野においては、地域と行政が連携、協働した取り組みが必要不可欠となっています。

（防災分野における地域の自主的な活動の強化）

全国で度重なる災害への対応は行政、地域共通の大きな課題です。『宗像市地域防災計画[※]』の防災ビジョンにおいても「災害に強い組織・ひとをつくる」ことが基本理念の一つとされ、自治会、コミュニティ運営協議会を基本とした自主防災組織[※]がその大きな役割を期待されています。災害時は行政の「公助」ですべての住民を支援することは困難です。今後は地域のつながりによる「共助」で住民同士の支え合い、助け合いの体制強化が求められます。

※宗像市地域防災計画 とは？

災害対策基本法に基づき市防災会議が策定。適切な防災活動のために、市の事務・業務を中心に、県、関係機関、公共団体及び市民の処理分担すべき事務、業務及び任務を明確にした計画。

※自主防災組織 とは？

地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織で、本市ではコミュニティ運営協議会と自治会単位で組織されている。

（福祉分野でますます高まる地域の重要性）

これまでの福祉施策は、高齢や障がい、生活困窮等の相談内容に応じて、主には行政と専門機関が支援を担ってきました。地域においては、民生委員・児童委員[※]や福祉会[※]による見守り活動等の地域福祉活動が実践されてきましたが、これからは地域の中での支え合いの重要性がますます高まっていきます。令和7年度から本市でも開始される「重層的支援体制整備事業」では、現代の複雑化、複合化した支援ニーズに対応していくための包括的な相談体制の構築と合わせて、困っている人を行政と地域が一体となって支えることを念頭に、属性や世代の垣根を越えて様々な住民が関わり、安心して過ごすことのできる居場所づくりが事業化され、その一部をコミュニティ運営協議会が担うこととなっています。

また、令和7年度施行の『宗像市こども計画[※]』においては、全国的な不登校やひきこもりの増加、地域のつながりの希薄化に伴う孤独、孤立の問題の顕在化を踏まえて、若年層の安心できる居場所づくりが課題の一つとしてあげられています。社会的孤立は高齢者に限らず、あらゆる世代に起こりうるものです。孤立状態に陥らない住民同士のつながりづくりは地域に求められる大きな役割といえます。

※民生委員・児童委員とは？

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める地域住民であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。本市では概ね自治会ごとに地域住民のうち1名程度が委嘱されている。

※福祉会とは？

地域福祉の増進のために地域住民によって自主的に組織化されたもの。組織化や活動にあたっては社会福祉協議会が支援しており、宗像市ではコミュニティ単位のを「地区福祉会」、自治会単位のを「小地域福祉会」と呼称している。

※宗像市こども計画とは？

宗像市の子ども、子育てに関わる施策の総合的な計画。これまでの「子ども・子育て支援法」に基づく支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」及び「宗像市子ども基本条例」に基づく行動計画に位置付けられる『子ども・子育て支援事業計画』に加え、こども基本法に基づく『子ども計画』、子ども若者育成支援推進法に基づく『子ども・若者計画』を包含したもの。

(子どもの教育における地域と学校の協働)

地域の子どもたちの健全な学びや育ちは、行政、学校、地域あるいは社会全体の共通の課題であり責務です。本市では、令和4年度から全校区で学園運営協議会※が設置され、「小中一貫コミュニティ・スクール」が本格導入されました。コミュニティ・スクール※は、学校と地域がお互いの情報や課題を共有し、共通の目標を持って総がかりで子どもたちを育てる枠組みであり、本市の学校教育の基盤となるものです。地域は多様な人材や地域資源を活用し、学校と協働して子どもたちの学びを支えます。地域にとっても、子どもの学びや育ちに地域ぐるみで携わることで、子どもや子育て世代の住民とのネットワークが広がるとともに、子ども自身が自分の住む地域を知り、関心を持つことで、地域参画の意欲につながることも期待されます。

※コミュニティ・スクールとは？ ※学園運営協議会とは？

「コミュニティ・スクール」は、保護者や地域住民が当事者として学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校のこと。本市ではかねてから、同じ中学校区にある小中学校を1つの学園とし、義務教育9年間の一貫したカリキュラムに基づく小中一貫教育を実践しているため、学園単位で「学園運営協議会」を置き、「小中一貫コミュニティ・スクール」に取り組んでいる。

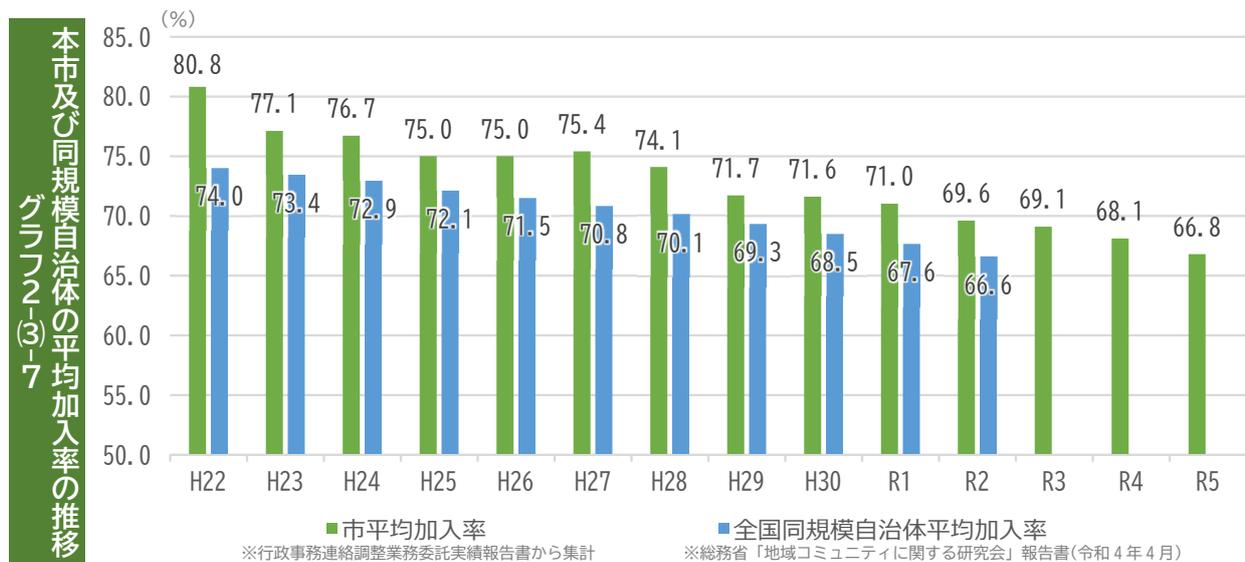
○自治会の現状から見る地域の課題

自治会は、住みよい地域づくりを目的に、住民の自主的な総意に基づいて活動する組織です。本市のコミュニティ施策は、コミュニティ運営協議会を中心に展開されていますが、コミュニティづくりの土台となるのが自治会です。しかしながら、加入率の低下や担い手不足等多くの課題を抱えています。本市の自治会の現状を、加入率の推移と令和5年度に行った「自治会活動に関するアンケート」をもとにまとめます。

(自治会加入率の低下)

自治会の加入率の低下はかねてから指摘されており、平成22年度から令和5年度までの本市自治会加入率は減少傾向が続いています。総務省の調査で明らかになっている令和2年度までの全国の同規模自治体の平均加入率と比較すると、本市のほうが高い水準であるとはいえ、いずれも低下傾向に歯止めがかかっていない状況です。

自治会加入率は、地域への参加、参画の意識を持つ住民の割合を示す一つの指標といえます。自治会加入率の維持、向上は、自治会活動のみならず、本市の目指すコミュニティづくり、住民自治を持続可能なものとしていくためには重要な課題の一つです。



アンケート結果では、自治会長が感じている未加入や退会の理由として、「役員就任が負担(21.5%)」「高齢のため(18.8%)」「自治会活動に必要性を感じない(18.8%)」「事業の参加が負担(12.1%)」が上位を占めており、住民の高齢化、価値観やライフスタイルの変化に伴う参加、参画への負担感の増加や、自治会活動の重要性や内容への理解不足または無関心が背景にあると考えられます。

(担い手不足と住民の負担感)

自治会長が感じている自治会運営の課題を見ていくと、担い手の不足や住民の負担感が、多くの自治会にとって共通の課題となっています。自治会長の経験年数に関する質問では、全体の約 60.8%が 1 年目と回答し、任期を 1 年としている自治会が約 55.4%と半数以上という結果となりました。

表 2-(3)-8 自治会アンケート
「自治会運営に関して課題と感じているもの」

項目	自治会数(回答率)
役員のなり手が少ない	101 (27.7%)
会員の高齢化	88 (24.2%)
運営、行事への参加者の減少	41 (11.3%)
役員の負担が重い	39 (10.7%)

※11 項目中上位 3 項目を選ぶ設問
全回答中 10%以上の回答率となった項目のみ抜粋

自治会長をはじめとした役員の負担感が強く、複数年役員を引き受ける人材の確保が難しいという課題が見えてきています。結果として、組織運営の責任者が単年で入れ替わるため、事業の継続性の担保や運営方法の見直し等の改革が進みづらい状況にあると考えられます。また、役員に関わらず、各活動への参加者が減少傾向にあるという課題意識があり、住民全体として活動に負担感を持っていることが伺えます。

(運営方法や行事の見直し)

担い手不足や住民の負担感という課題に対しては、コロナ禍を契機とした行事の見直しや、SNS 等のデジタル技術を活用した新たな運営方法への挑戦も一部自治会では行われており、変革期を迎えているといえます。また、自治会アンケート結果では、お金や時間(手間)を多くかけている活動は「まつり」「敬老会」等の交流事業が上位ですが、取り組むべき活動では「自主防災活動」が最も多くなっています。従来から続いている住民同士のつながりづくりにお金と時間をかけている自治会は多いものの、防災等の比較的新しい地域課題への取り組み状況には、課題があるといえます。

表 2-(3)-9 自治会アンケート 「自治会活動のうち ①～④に当てはまる 活動を選択」	活動名	①実施している活動	②取り組むべき活動	③お金をかけている活動	④時間をかけている活動
	まつり	73	22	56	57
敬老会	105	24	73	47	
福祉会活動	66	21	21	16	
自主防災活動	97	32	8	17	
防犯灯の維持管理	87	9	26	1	
一斉清掃	122	30	17	21	
分別収集	115	21	3	10	

※①は実施しているものすべてを選択、②～④の 20 自治会以上が選択した活動を抜粋して記載

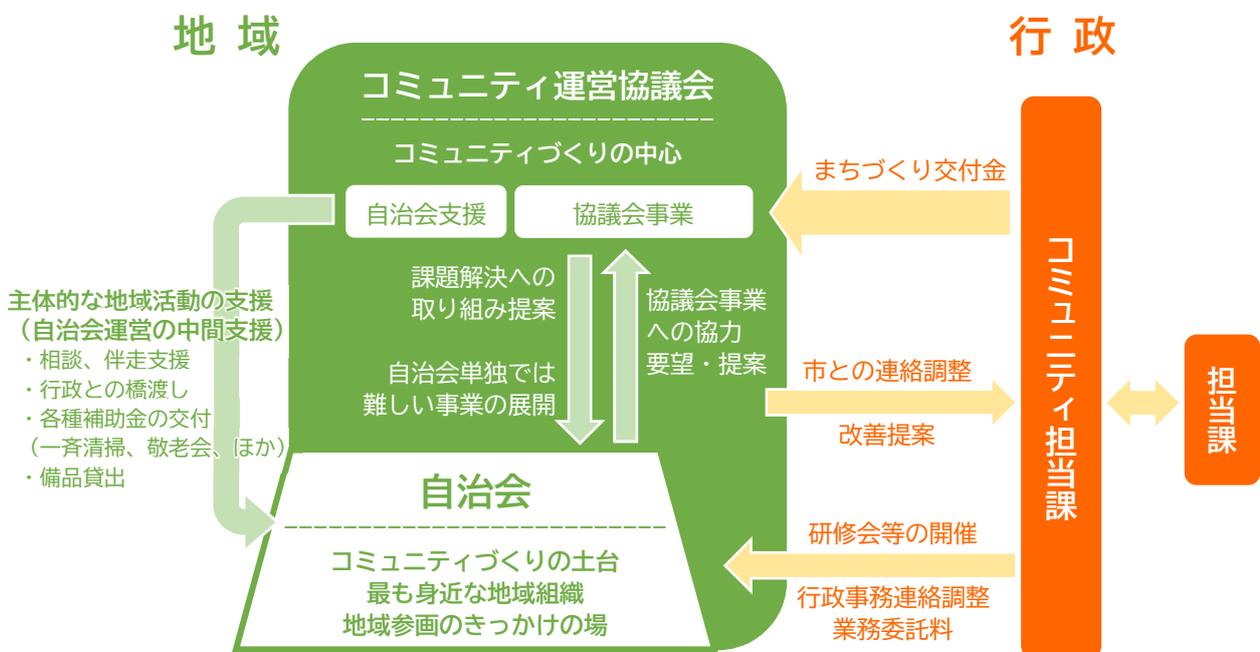
（求められる自治会の役割とコミュニティ運営協議会との関係）

自治会の最大の特長は、住民同士が生活の中で互いの顔が見える関係であるということです。日常生活での子どもや高齢者の見守り、災害時の助け合いは、協議会単位の広域で担うことは難しく、最も身近な地域組織である自治会だからこそ担うことのできる役割です。これからの自治会は、従前の住民同士の親睦に加え、それらの活動や日常生活の中での住民同士のつながりをもとに、社会的孤立の防止や自主防災活動等「命と暮らしを守る」ための支え合い組織としての役割が求められます。

加えて、自治会は最も身近な地域組織であることから、住民が、地域活動に気軽に参加、参画できる窓口となっています。多くのコミュニティ運営協議会の関係者が、自治会活動を経て、役員、部会員として活躍している現状からも、地域人材の発掘、育成機能を有しているといえます。自治会を窓口として、より多くの住民が地域活動やコミュニティづくりの意義、楽しさを知る機会を創出する重要な役割も担っていくことが求められます。

コミュニティ運営協議会においては、今後も各自治会の主体的な地域活動を支援するため、まちづくり交付金の有効活用や自治会運営の伴走支援等の中間支援機能が期待されます。また、協議会事業では、相互に協力関係を保ちながら、それぞれの特長に応じた役割分担を行い、協働してコミュニティづくりを進めていく必要があります。

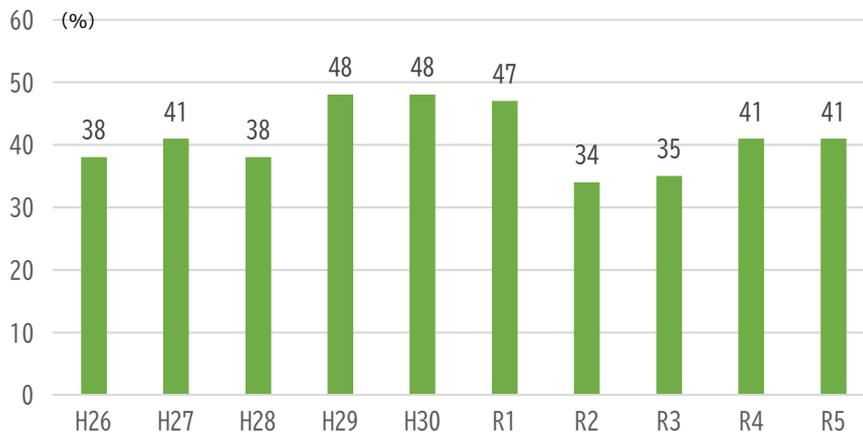
図2-(3)-10 本市のコミュニティ施策における自治会の関係イメージ



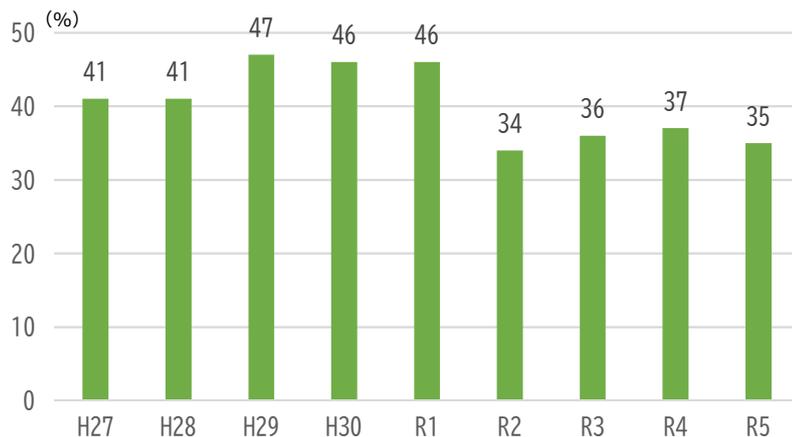
○地域住民の参加、参画の状況

住民のコミュニティや地域活動への参加、参画意識を測る指標の一つとして、コミュニティに関する市民アンケートの項目と結果を次のグラフに示します。

あなたは、最近1年間に、自治会やコミュニティ運営協議会で開催されている地域の行事に関わったり、参加したりしたことがありますか。（「ある」と答えた市民の割合）



あなたは、最近1年間に、お住まいの地域のコミュニティ・センターをどの程度利用しましたか。（一定程度「利用している」と答えた市民の割合）



※同項目アンケート開始時の平成27年分から記載

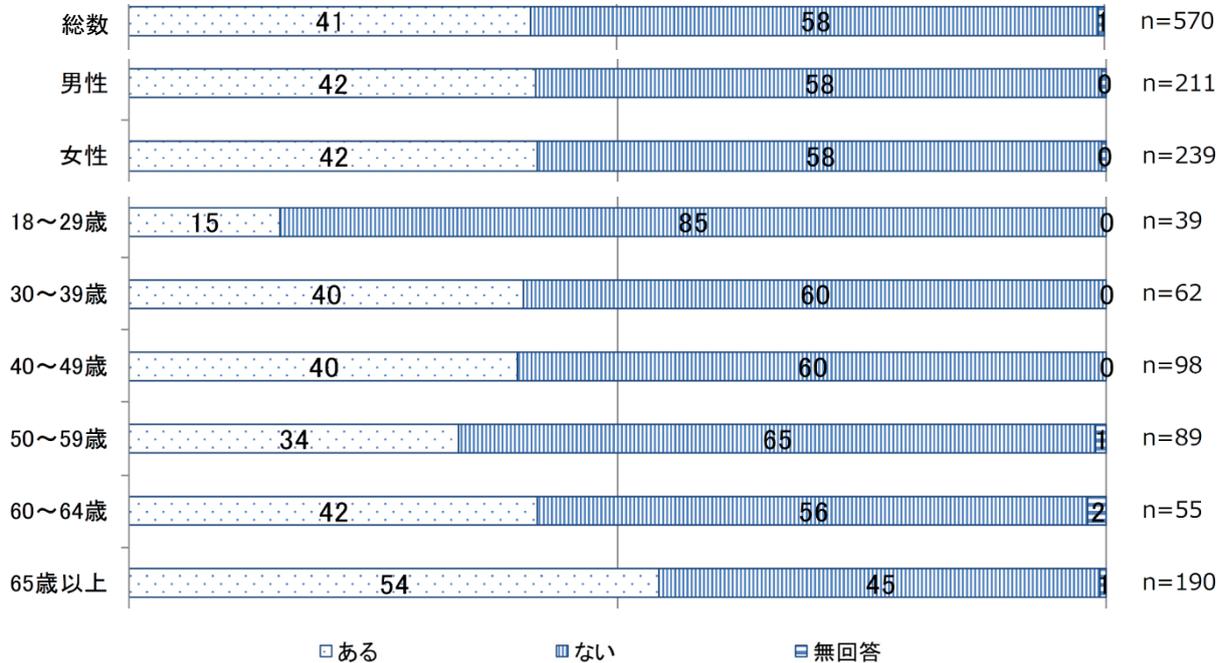
【調査方法】市内在住18歳以上1,500人を無作為抽出しアンケート配布、郵送またはインターネットでの回答

いずれの項目も、コロナ禍の影響を受けた令和2年度に大きく減少していますが、平成29年度から令和元年度がピークで47%前後となっています。裏を返せば、過半数の市民はコミュニティ活動に参加したり、コミュニティ・センターを利用したりしていない状況です。コミュニティ活動やコミュニティ・センターは地区のすべての住民を対象としたものです。より多くの市民がコミュニティ活動に積極的に参加、参画する環境づくりが今後の大きな課題といえます。

次のグラフは、前頁の市民アンケート 1 項目目の男女別と年代別の回答の割合です。

グラフ 2-(3)-12 令和 5 年度市民アンケートの結果

あなたは、最近 1 年間に、自治会やコミュニティ運営協議会で開催されている地域の行事に関わったり、参加したりしたことがありますか。(男女別、年代別結果)



男女での差はみられませんが、年代別では 65 歳以上が最も多く、調査の母数は少ないものの 18～29 歳が最も少ない結果となっており、高齢者中心の参画状況となっているのがわかります。若年層に次いで少ない割合なのが 50～59 歳であり、30～49 歳のいわゆる子育て世代は比較的参画機会が多いとみられます。子どもを通じた参加、参画のきっかけはつくりやすい反面、子育て期を過ぎた地域住民が引き続きコミュニティ活動に関わっていく仕組みづくりが必要です。

また、令和 5 年度に調査した「子ども政策推進事業に係る基礎調査」のうち、子育て世代を対象にした「宗像市の子育てに関する満足度」の項目では、次の 2 つの満足度が、平成 30 年と比較して大きく変化しています。

表 2-(3)-13 子ども政策 推進事業に 係る基礎調査	宗像市の子 育てに関する 満足度	世代間交流など地域と親子の交流機会 (満足・やや満足を合わせた割合)	H30 : 34.6% → R5 : 22.0%
		子どもの遊びや体験活動の機会や場 (満足・やや満足を合わせた割合)	H30 : 51.4% → R5 : 35.2%

数値の低下はコロナ禍によるコミュニティ活動の停滞の影響とも考えられますが、この 2 つの項目は、特にコミュニティが大きな役割を果たすことができるものであり、子育て世代からの期待も高いものといえます。

3. コミュニティの将来像

(1) 総合計画におけるまちの将来像

本基本構想・計画の上位計画である「第3次宗像市総合計画」の策定にあたっては、「むなかたの会議」と題したワークショップ[※]や市民アンケートを実施し、学生や子育て世代も含め、多くの世代からまちの将来像について意見を収集しています。中でもコミュニティと関連性の深いと考えられるキーワードを次にまとめました。

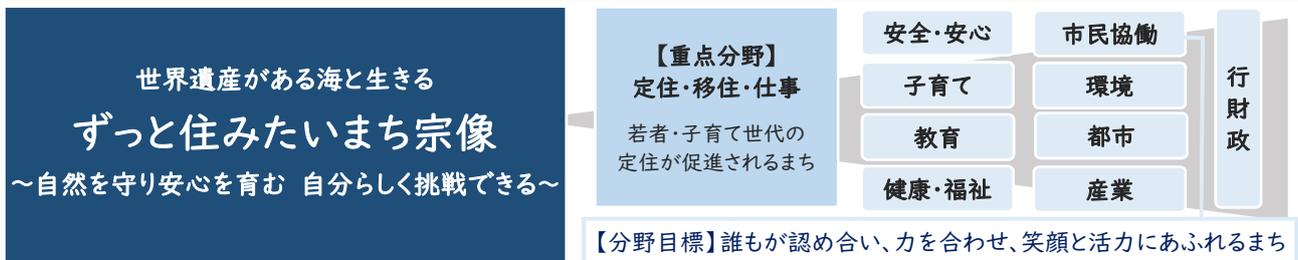
表3-(1)-1 第3次宗像市総合計画ワークショップで出たキーワード

世代	「世代間交流」「子どもも大人も横並び」「高齢者と子どもたち(のコラボ)」「幅広い世代と一緒に暮らせる」「若者がたくさんいる」「若者の意見が実現できる」「価値観の共有」「住んでいる人が元気」
地域参加	「人とつながる」「チャレンジできる」「困ったことを少しずつ解決」「関わり続ける」「スポット参加」「自分の居場所」
子ども	「子どもまんなか」「子育て支援から子ども支援へ」「おせっかいなまち」「遊べる場所が増えてほしい」「イベントだけでなく日常的なサポートがほしい」「みんなで子育て、みんなで暮らす(家族以外を頼れる社会に!)」
郷土愛	「今あるものを再確認→いいものがたくさんある(むなかたの当たり前に自ら気づく)」「郷土愛(子どものうちから)」「シビックプライド」「地域貢献」「幼少期の思い出」「楽しかった経験」「社会とのつながり」

世代間や地域での人と人とのつながりや、子ども、子育て支援に関わるキーワードが多くあり、今後のまちづくりにおいてコミュニティに期待される役割が感じ取れます。

また、第3次総合計画における将来像は次のとおりです。

図3-(1)-2 第3次宗像市総合計画におけるまちの将来像(基本構想)



宗像の豊かな自然や文化、人と人とのつながりを大切にした支えあえる地域づくりなど、誰もが安心して暮らせる生活環境を維持・向上させ、市民が自己実現に挑戦できるまちづくりを進めます。今後10年の各分野の取り組みを通して、地域と関わりを持とうとするシビックプライド[※]が醸成されるまち、選ばれるまち、住み続けたいと思える「ずっと住みたいまち宗像」を目指します。コミュニティ施策は、まちの将来像を達成するための各分野のうち「市民協働」の中に位置付けられています。

※ワークショップとは？

参加者から意見を募り、共同作業を行いながら、意見の収集や集約を行うこと。

※シビックプライドとは？

自分が住んでいる地域に対する住民の誇り、愛着のこと。単なる郷土愛だけではなく、地域の発展に貢献しているという当事者意識に基づく自負心を指すもの。

(2) コミュニティの将来像

本基本構想・計画におけるコミュニティの将来像の検討にあたっては、コミュニティ活動の推進主体であるコミュニティ運営協議会の役員が集う研修会（令和5年11月開催）において、「10年後の未来を描く」をテーマにワークショップを開催し、意見交換を行いました。

表3-(2)-1 将来像ワークショップのグループごとの結果集約

		主な意見
[参加者]	コミュニティ運営協議会役員 12地区50人	
[方法]	A~Kの11グループに分かれて ワールドカフェ※方式で実施	
	主な意見	
A	「みんなが笑顔で元気に生活できる！」 ・役員不足、組織の見直し…若者を参画させる仕組み ・20年の取り組みの検証が必要！	F 「子ども・親子を中心にしたイベントを！」 ・子どもを中心に親世代も取り込む ・子どもたちが大人になっても地域参加してくれるように ・デジタル活用で、情報の周知や負担軽減で担い手確保！
B	「美しいまち～子どもに受け継ぐ」 ・住み続けたいまちにする ・自然がきれいに整備されているまち ・新しい人も受け入れるまちづくり ・子どもは10年後の担い手。大人(保護者)もついてくる！	G 「全世代参加型のまちづくり」 ・10年後は超高齢者～移動手段(バス)の充実 ・子どもが輝くまち～子どものアイデアを反映 ・デジタルとアナログの併用、組織や行事のスリム化
C	「未来の花～10年後に咲く種を蒔く」 ・人材不足や自治会への理解不足が課題… ・子ども中心の事業や若者が輝く場をつくる →若者がふるさとに還る種を蒔く	H 「安心・安全、高齢者も若者も住みやすいまちに」 ・要支援者の見守りや共働き世帯が安心できるまち ・子どもを真ん中に据えた取り組み→全世代が楽しめる ・コミュニティ、自治会のメリット、情報発信を！
D	「絆が残る宗像」 ・「隣組」が重要。お互いが助け合える関係づくり ・小さい枠組での、小さな事業も大切。 ・自助、公助、「共助」＝「近所」で課題解決！	I 「子ども中心のコミュニティ ～子どもがいると大人も元気に！」 ・担い手不足…子どもを担い手に！ 親や祖父母も、自治会未加入者も、 子どもを通じてきっかけづくり
E	「成熟した大人(高齢者)の社会」 ・もっと若い人や子どもに目を向ける …60代以上の意識改革が必要！	J 「みんなが元気に笑顔で楽しく ～地域に必要とされるコミュニティ」 ・子どもを真ん中に置いて、全世代参加を ・防災～何かあった時のためみんながつながっておく ・歩みを止めない！（持続可能な地域社会）
	「成熟した大人(高齢者)の社会」 ・もっと若い人や子どもに目を向ける …60代以上の意識改革が必要！	K 「コミュニティ＝コミュニケーションの場、 全ての世代が活躍できる場に！」 ・企画から子どもたちとコラボ→次世代の育成 ・SNS活用で情報が届く、住民間の橋渡し デジタルとアナログのハイブリットで！

※ワールドカフェとは？

ワークショップの手法の一つ。カフェのような雰囲気、小グループでの話し合いを、メンバーを替えながら繰り返すことで、意見交換しやすく、多くの参加者の意見を共有することができる。

各グループでは、コミュニティ活動に参加する住民の偏りや、担い手不足に対する課題意識が共通して議論されていました。その中でも、今後のコミュニティが目指す姿として、多くのグループで「子ども」「若者」を中心とした多世代が関わるコミュニティ活動を展開することで、10年先、20年先においても持続可能なコミュニティをつくっていききたいという主旨の意見が交わされていました。

これまでに述べてきたように、コミュニティの役割が単なる住民交流に留まらず、地域のつながりを活かした地域課題の解決であること、そして多くの地域がコミュニティ活動への参加者の固定化や担い手不足の現状に危機感を持っていることを踏まえ、世代や価値観の違い、自治会の加入未加入等、これまでの枠組みにとらわれることなく、多くの地域住民がつながりを持ちながら、誰もがコミュニティに関わる環境をつくっていく必要があります。また、活動への参加、参画を通して、地域への愛着と地域に貢献しようとする心を育み、担い手となりうる人材を増やしていくことでコミュニティの持続可能性を高めることも重要となります。

ワークショップの結果と、これらの現状と今後の課題を踏まえ、本基本構想・計画における将来像を次のとおり定めます。

将来像

誰もが関わり 誰もが愛する
未来につながるコミュニティ

(3) 将来像に向けた基本方針

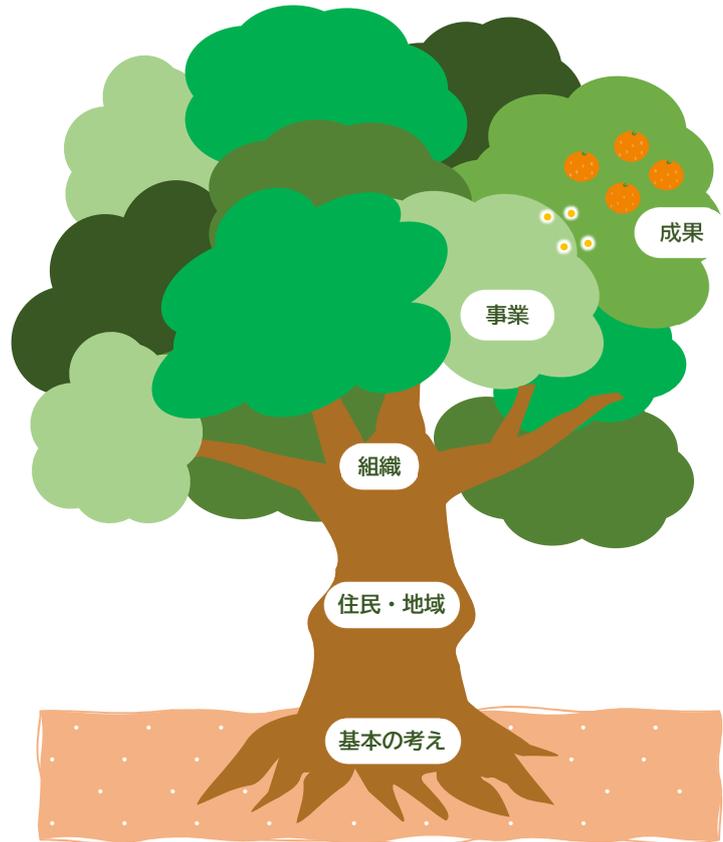
本基本構想・計画では、これまでのコミュニティの成長を踏まえ、コミュニティを「木」に例えて基本方針を示すこととします。コミュニティの基本的な考えを「根」、地域の実態や住民の状況を「幹」、コミュニティ運営協議会やその事務局、部会、構成する自治会、各種団体等の地域組織を「枝」、目に見える事業や活動を「葉」、その先に生まれる成果を「実」、未来につながる部分を「種」と表現します。

これまでの第2次基本構想・計画では、「成熟した」「個性輝く」「つながりひろがる」をキーワードに、それぞれの「木」をより高く、大きく成長させていくことを目指して、組織の強化や事業の充実、つまり「枝・葉の成長」が図られてきました。

しかしながら、高齢化や核家族化の進展、社会的孤立の増加、価値観やライフスタイルの変化による地域参画の機会や時間の減少、それらに伴う地域活動への関心の低下等の社会全体の変化とともに、地域課題や住民ニーズ、担い手となる地域住民の事情も10年前、20年前とは変化してきています。それらの変化を背景として、既存の枠組みにとらわれることなく、地域の事情にあった組織と事業の見直しに取り組む必要があります。

そして、最も大きな課題として、コミュニティに対する基本的な考え「根」の揺らぎがあります。宗像市におけるコミュニティ施策が本格化して20年余り、地域にとっても、行政にとっても「コミュニティ」が当たり前のものとなり、定着してきたと同時に、関係者や住民の中でその役割や重要性に対する認識が十分でない状況がみられます。

これらの実態を踏まえ、目指す将来像の実現のため、次の4つを基本方針に定めます。



①根を確かめる ～基本の考えに立ち返る

今一度、基本の考えに立ち返ることに、まずは取り組みます。地域、行政それぞれが市民参画条例に示す理念や、これまでに述べたコミュニティの役割や重要性、「住民自治」「地域分権」の意義を再認識するとともに、各地区のまちづくり計画で描く「なりたい姿」の再確認あるいは語り直しを行っていきます。

②幹を知る ～地域の実態を捉え、「できること」「すべきこと」を整理する

茂る枝、葉を支える幹の太さは、地域の力強さそのものです。その地域の実態、人の変化を捉えることは、よりよい成長に欠かせません。コミュニティ関係者を含めた地域住民同士が相互に理解を深めるとともに、地域の自己分析を行い、地域で「できること」、コミュニティの「なりたい姿」に向けた「すべきこと」を整理する必要があります。

③枝・葉を整える ～より永く、親しみやすく、組織と事業の最適化

木の枝が伸び、葉が茂ることはよいことですが、それが過ぎると、自ら立っていることが難しくなったり、周囲に悪い影響を与えたりしてしまうこともしばしばです。今後の持続可能性を念頭におけば、これまでの「より大きく、より高く」から、「より永く、親しみやすい」存在にコミュニティを育てていくことが肝要です。支える幹、地域の実態にあった組織や事業となるよう、地域組織ごとの役割の再確認や分担の見直しを検討し、地域住民にとって担いやすい地域組織への変革を図ります。あわせて、これまでの地域組織による活動にこだわらず多様な主体との連携を進め、「できること」を増やしていきます。地域の役割やニーズ、特色に基づいた事業の最適化を進め、「すべきこと」を実践していきます。当然、組織と事業を支える各制度の見直しも進めていきます。

④実をつけ、種を蒔く ～多様な住民の参画から次世代の育成へ

「実」は、これまでコミュニティ活動に関わりが少なかった地域住民も含め、誰もが参加、参画し、そのつながりが継続されていくこと、「種」はつながった地域住民が次の担い手へと育っていくことを表します。子どもや若い世代を中心とした地域住民が、活動への参加、参画を通して、地域への愛着、地域に貢献しようとする心を育むことで、未来へつなぐ持続可能なコミュニティを形成していくことを目指します。

これら4つを基本方針とし、基本計画において具体的な支援策や検討していく事項、行政と地域の役割分担を示します。